

○東海旅客鉄道株式会社 I Cカード乗車券運送約款

(平成 18 年 10 月 20 日社通達第 122 号)

I Cカード乗車券運送約款

目 次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 17 条)
- 第 2 章 T O I C A (第 18 条—第 31 条)
- 第 3 章 T O I C A 定期券 (第 32 条—第 43 条の 2)
- 第 3 章の 2 T O I C A 特別車両券 (第 43 条の 3)
- 第 4 章 I C カード乗車券の相互利用 (第 44 条—第 46 条)
- 第 5 章 T O I C A 乗車券の他社における発売 (第 47 条—第 48 条)

第 1 章 総則

(この約款の目的)

第 1 条 この約款は、東海旅客鉄道株式会社 (以下「当社」といいます。) が、I C カードを媒体とした定期乗車券及びストアードフェアカード (以下「I C カード乗車券」といいます。) による当社線に係る旅客の運送並びに T O I C A 乗車券等について、そのサービス内容とご利用条件を定め、もって利用者の利便向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第 2 条 I C カード乗車券による当社線に係る旅客の運送及び T O I C A 乗車券等についてのサービス内容とご利用条件は、この約款の定めるところによります。ただし、I C カード乗車券を E X サービス運送約款 (平成 20 年 3 月社通達第 73 号) 第 2 条第 1 項第 15 号に定める E X - I C カード等として使用する場合 (以下「E X - I C カード等としての使用」といいます。) については、E X サービス運送約款の定めるところによります。

2 この約款が改定された場合、以後の I C カード乗車券による旅客の運送及び T O I C A 乗車券等についてのサービス内容とご利用条件は、改定された約款の定めるところによります。

3 この約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。

(注) 別に定めるもののうち主なものは、以下のとおりです。

- (1) 東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則 (昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 1 号。以下「旅客規則」といいます。)
- (2) 東海旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則 (昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 3 号)

- (3) 東海旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 6 号。以下「身体障害者規則」といいます。）
 - (4) 東海旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 11 号）
 - (5) 東海旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則（平成 3 年 11 月東海旅客鉄道株式会社公告第 35 号。以下「知的障害者規則」といいます。）
 - (6) 東海旅客鉄道株式会社精神障害者旅客運賃割引規則（令和 6 年 12 月社通達第 56 号。以下「精神障害者規則」といいます。）
 - (7) 東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 12 号。以下「連絡規則」といいます。）
 - (8) 東海旅客鉄道株式会社障がい者用 I C カード乗車券運送約款（令和 6 年 3 月社通達第 103 号）
 - (9) 東海旅客鉄道株式会社 I C カード連絡運輸運送約款（平成 24 年 4 月社通達第 4 号）
 - (10) E X サービス運送約款（平成 20 年 3 月社通達第 73 号。以下「E X 約款」といいます。）
- 4 前各項の規定にかかわらず、第 3 条第 11 号に規定する S F を使用した商品購入等については、T O I C A 電子マネー取扱約款（平成 21 年 12 月社通達第 66 号）の定めるところによります。

（用語の意義）

第 3 条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。
- (2) 「T O I C A 乗車券」とは、第 3 号、第 4 号及び第 6 号から第 8 号までに定義する用語の総称です。
- (3) 「T O I C A」とは、ストアードフェアカードの機能のみをもつ当社が発行する I C カード乗車券及び第 6 号に定める E X - I C カード（T O I C A 機能付き）をいいます。
- (4) 「記名式 T O I C A」とは、券面に使用者の記名を行ったものであって、記名人のご利用に供する T O I C A（第 6 号に定める E X - I C カード（T O I C A 機能付き）を除きます。）をいいます。また、「記名式 T O I C A」のうち旅客規則第 73 条に規定する小児（以下「小児」といいます。）の記名人のご利用に供する T O I C A を「小児用 T O I C A」といいます。
- (5) 「E X - I C カード」とは、E X 約款第 2 条第 1 項第 11 号に規定するものをいいます。
- (6) 「E X - I C カード（T O I C A 機能付き）」とは、ストアードフェアカードの機能をもつ E X - I C カードをいいます。
- (7) 「T O I C A 定期券」とは、券面に定期乗車券である旨の表記及び使用者の記名を

行ったものであって、定期乗車券の機能のみ又は定期乗車券とストアードフェアカードの機能をもつ当社が発行するＩＣカード乗車券をいいます。

(8) 「小児用ＴＯＩＣＡ定期券」とは、券面に定期乗車券である旨の表記及び使用者の記名を行ったものであって、小児の記名人のご利用に供するＴＯＩＣＡ定期券をいいます。

(9) 「ＴＯＩＣＡ定期券の有効期間」とは、当該ＴＯＩＣＡ定期券に搭載された定期乗車券の有効期間をいいます。

(10) 「自動改札機」とは、ＴＯＩＣＡ乗車券の改札を行う改札機であって、当社が別に定めるものをいいます。

(11) 「ＳＦ」とは、ストアードフェアカードの機能によりＴＯＩＣＡ乗車券に記録される金銭的価値をいいます。

(12) 「チャージ」とは、ＴＯＩＣＡ乗車券に入金してＳＦを積み増しすることをいいます。

(13) 「デポジット」とは、ＩＣカードの利用権の代価として収受するものをいいます。

(14) 「乗車券類等」とは、ＴＯＩＣＡ乗車券用の自動券売機によりＳＦと引き換えに発売する旅客規則に定める乗車券類及び入場券、並びに当社が別に認めたものをいいます。

(15) 「新幹線」とは、東海道本線（新幹線）及び山陽本線（新幹線）をいいます。ただし、旅客規則第 16 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、東海道本線及び山陽本線と同一の線路としての取扱いは行いません。

(16) 「新幹線停車駅」とは、新幹線の特別急行列車の停車駅をいいます。

(17) 「券面表示区間」とは、ＴＯＩＣＡ定期券又は旅客規則に定める乗車券類の券面に表示された有効区間をいいます。

2 この約款に規定する旅客運賃については、旅客規則第 140 条に定める鉄道駅バリアフリー料金を含むものとします。

(契約の成立時期及び適用規定)

第 4 条 ＴＯＩＣＡ乗車券に関する契約の成立時期は、ＴＯＩＣＡ乗車券を購入したときとします。ただし、ＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）に関する契約の成立時期は、当該ＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）を発行したときとします。

2 個別の運送契約の成立時期は、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。（ＴＯＩＣＡ定期券における定期乗車券の機能を除きます。）また、第 8 条第 3 項の規定により乗車券類等との引換えに使用する場合には、乗車券類等その契約に関する証票の交付を受けたときとします。

3 前各項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとします。この場合、第 8 条第 3 項の規定により引き換えられた乗車券類等に係る取扱いは、旅客規則の定めによるもの

とします。

(約款等の変更)

第5条 この約款及びこれに基づいて定められた規定は、変更されることがあります。

(旅客の同意)

第6条 旅客は、この約款及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(利用エリア)

第7条 当社線におけるTOICA乗車券の利用エリア(以下「利用エリア」といいます。)は別表第1に定める範囲とし、発着、経由とも利用エリアを越えてのご利用はできません。

2 前項の規定にかかわらず、当社以外の交通事業者(以下「他社」といいます。)が経営する路線(以下「他社線」といいます。)のうち別表第1の2に定めるものに乗車する場合であって、当該別表に定める接続駅において当社線と乗り継ぐときは、当該他社線と利用エリアをまたがって乗車することができます。

3 第1項の規定にかかわらず、第32条第2項又は第3項の規定により発売するTOICA定期券は、当該TOICA定期券の有効期間内に券面表示区間内においてご利用できます。

(使用方法)

第8条 TOICA乗車券を使用して乗車するときは、同一のTOICA乗車券により旅行開始駅及び旅行終了駅で自動改札機による改札を受けて入場及び出場しなければなりません。

2 前項の場合であって、別に定めるときは、利用エリア内の新幹線停車駅において、TOICA乗車券と旅客があらかじめ所持する新幹線の特別急行列車に有効な乗車券等を併用して使用することができます。

3 第1項の規定にかかわらず、TOICA乗車券(定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券を除きます。)は、次の各号により使用することができます。

(1) TOICA乗車券用の自動券売機で、TOICA乗車券に記録されているSFと乗車券類等とを引き換えること

(2) 他の乗車券で旅行を開始し、当該乗車券の券面表示区間外まで乗車した場合に、TOICA乗車券用の自動精算機でTOICA乗車券に記録されているSFにより精算すること(TOICA定期券の使用は、旅行を開始した乗車券の券面表示区間とTOICA定期券の券面表示区間とが連続するときであって、かつ当該TOICA定期券の有効期間内に限ります。)

(3) 他の乗車券で旅行を開始し、当該乗車券の券面表示区間外をTOICA定期券により乗車(当該TOICA定期券の券面表示区間内に限ります。)した場合に、TOICA乗車券用の自動精算機でTOICA定期券の定期乗車券機能を使用すること(旅

行を開始した乗車券の券面表示区間とTOICA定期券の券面表示区間とが連続するときであって、かつ当該TOICA定期券の有効期間内に限ります。)

4 前項の場合であって、TOICA乗車券のSF残額が引き換える乗車券類等の旅客運賃・料金に相当する額又は精算額に相当する額に満たない場合は、別に現金を当該自動券売機又は当該自動精算機に投入することにより、乗車券類等と引換え又は精算することができます。

5 前各項の場合、SFは10円単位で旅客運賃等に充当します。

(発売箇所)

第9条 当社におけるTOICA乗車券の発売箇所は、当社が別に定めます。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)は、EX約款第1条第3項にいう「EXサービス公式ウェブサイト」に掲げる会員規約等(以下「EXサービス規約」といいます。)に基づき取り扱うものとします。

(発売時間等)

第9条の2 当社においてTOICA乗車券の発売、チャージ、再発行及び払いもどし等を取り扱う時間は、当社が別に定めます。

(ご利用条件等)

第10条 1回の乗車につき、2枚以上のTOICA乗車券を同時に使用することはできません。

2 入場時に使用したTOICA乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該TOICA乗車券で再び入場することはできません。

3 次の各号の1に該当する場合には、TOICA乗車券は自動改札機で使用することができません。

(1) 出場時に、当該TOICA乗車券のSF残額が、第20条又は第33条の規定により減額する片道普通旅客運賃相当額に満たないとき

(2) 出場時に、当該TOICA定期券のSF残額が、第35条の2第2項の規定により減額する新幹線自由席特急料金相当額に満たないとき

(3) TOICA乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機によるTOICA乗車券の内容の読取りが不能となったとき

(4) 自動改札機によって普通旅客運賃の減算ができない区間又は経路を乗車したとき

(5) 国府津駅における入場時に、当該TOICA乗車券のSF残額が別に定める額に満たないとき。ただし、TOICA定期券を使用する場合であって、当該TOICA定期券の有効期間内に券面表示区間内の駅から入場する場合を除きます。

(6) 米原駅における入場時に、当該TOICA乗車券のSF残額がないとき。ただし、TOICA定期券を使用する場合であって、当該TOICA定期券の有効期間内に券面表示区間内の駅から入場する場合を除きます。

4 TOICA乗車券を使用して乗車以外の目的で駅に入出場することはできません。

- 5 第8条第2項及び第3項の場合を除いて、他の乗車券と併用して使用することはできません。
- 6 第2条第1項に定めるEX-ICカード等としての使用及び第35条の2に定める場合を除き、TOICA乗車券を使用して新幹線の特別急行列車に乗車することはできません。
- 7 偽造、変造又は不正に作成されたTOICA乗車券を使用することはできません。
(制限又は停止)

第11条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。

- (1) 発売又は再発行等の箇所、枚数、時間、方法の制限若しくは停止
 - (2) 乗車区間、乗車経路、乗車方法、入出場方法又は乗車する列車等の制限
- 2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。
 - 3 本条に基づくサービスの制限又は停止により、旅客に損害が生じた場合、当社は、当社に故意又は過失があった場合を除き、当該損害についてその責任を負いません。当社に過失（重過失を除きます。）がある場合、当社は、旅客に現実に生じた通常かつ直接の範囲の損害に限り責任を負うものとします。

(ICカードの所有権)

第12条 TOICA乗車券に使用するICカードの所有権は、TOICA乗車券の発売箇所にかかわらず当社に帰属し、当社はTOICA乗車券を発売するにあたり、ICカードを旅客に貸与するものとします。

- 2 TOICA乗車券が不要となったとき若しくは第14条の規定により失効したとき又は旅客がTOICA乗車券を使用する資格を失ったときは、旅客は当社が別に定める駅にICカードを返却しなければなりません。
- 3 当社の都合により、貸与したICカードを予告なく交換することがあります。
- 4 前各項の規定にかかわらず、EX-ICカード（TOICA機能付き）は、EXサービス規約に基づき取り扱うものとします。

(デポジット)

第13条 当社はICカードを旅客に貸与する際に、デポジットとしてICカード1枚につき500円を収受します。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）を貸与する際には、デポジットを収受しません。

- 2 TOICA乗車券として貸与したICカードを旅客が返却した場合は、第14条、第23条、第24条又は第36条に定める場合を除き、当社は前項に規定するデポジットを返却します。
- 3 デポジットを旅客運賃等に充当することはできません。

(TOICA乗車券の失効)

第14条 TOICA乗車券は、次の各号の1に該当する取扱いを行った日の翌日を起算日

として、10年間これらの取扱いが行われない場合には失効します。ただし、当社が特に認めた場合は、失効しないものとします。

- (1) 発売（EX-ICカード（TOICA機能付き）にあつては発行）
- (2) ICカードの交換
- (3) チャージ
- (4) SFの減額
- (5) TOICA定期券に搭載された定期乗車券の払いもどし
- (6) 再発行
- (7) その他当社が別に定める取扱い

2 旅客は、前項により失効したTOICA乗車券のSF及びデポジットの返却を請求することはできません。

（チャージ）

第15条 TOICA乗車券（定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券を除きます。以下本条及び次条において同じです。）には、当社が別に定めるTOICA乗車券用の自動券売機、自動精算機、入金機又はTOICA乗車券の発売窓口でチャージすることができます。

2 TOICA乗車券には、1枚当たりのSF残額が20,000円を超えない範囲でチャージすることができます。ただし、1回当たりのチャージ金額は、当社の指定する金額に限ります。

3 前各項によるほか、TOICA乗車券には、TOICA電子マネー取扱約款の規定に基づき、チャージすることができます。

（SF残額の確認）

第16条 旅客は、TOICA乗車券のSF残額を当社が別に定めるTOICA乗車券用の自動券売機、自動精算機、入金機又は自動改札機（入出場する場合に限ります。）により確認することができます。

（SF利用履歴の確認）

第17条 旅客は、TOICA乗車券の利用履歴を当社が別に定めるTOICA乗車券用の自動券売機又は自動精算機により次の各号に定めるとおり確認することができます。

- (1) 利用履歴の内容は、SFを使用して乗車し、精算し、又は乗車券類等との引換えを行った場合の取扱箇所又は普通旅客運賃収受対象区間、取扱月日及び取扱後のSF残額、チャージを行った場合の取扱月日及び取扱後のSF残額、並びにSFを使用して商品購入等を行った場合の取扱月日及び取扱後のSF残額とします。
- (2) 利用履歴は、最近の利用履歴から20件までさかのぼって表示又は印字し、確認することができます。
- (3) 次の場合は利用履歴の確認はできません。

ア 出場処理がされていない利用履歴

イ 第8条第1項の規定により改札を受ける場合で、自動改札機による処理が完全に行われなかったときの利用履歴

ウ 26週間を経過した利用履歴

第2章 TOICA

(TOICAの発売額)

第18条 TOICAの発売額は2,000円(デポジット500円を含みます。)です。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)は、EXサービス規約に基づき取り扱うものとして扱います。

2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、発売額を変更してTOICAを発売することがあります。

(記念TOICAの発売)

第18条の2 当社は、特別な図柄のICカードを媒体としたTOICA(以下「記念TOICA」といいます。)を発売することがあります。記念TOICAの発売箇所及び発売枚数は、当社が別に定めます。

(記名式TOICAの発売)

第19条 旅客は記名式TOICAの購入に際して、使用者の氏名、生年月日その他の必要事項を別表第3に定める定期乗車券・TOICA定期券購入申込書(以下「購入申込書」といいます。)に記載し、記名式TOICAの発売箇所に提出しなければなりません。なお、小児用TOICAの購入に際しては、公的証明書等の提示により購入申込書に記載された氏名及び生年月日を証明しなければなりません。

2 記名式TOICAのうち、小児用TOICAの購入の申し出があったときは、使用者の12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日(誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日)までの間使用することができるICカードを媒体として、小児用TOICAを発売します。

3 旅客は、記名式TOICAに登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを当社が別に定めるTOICA乗車券の払いもどしを行う箇所(以下「払いもどし取扱箇所」といいます。)に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、当社が別に定める申込書(以下「再発行等申込書」といいます。)を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該記名式TOICAの記名人本人であることを証明しなければなりません。ただし、別に定めるところにより、当該記名式TOICAの記名人の代理人に対し、この取扱いを行うことがあります。

(TOICAのSFの減額)

第20条 TOICAを第8条第1項の規定により使用する場合、出場時にTOICAのSFから当該乗車区間の片道普通旅客運賃を減額します。この場合、小児用TOICAにあつては小児の片道普通旅客運賃を、その他のTOICAにあつては、大人の片道普通

旅客運賃を減額します。

- 2 前項の規定により減額する片道普通旅客運賃は、利用エリア及び東海道本線中国府津・熱海間の範囲内において最も低廉となる運賃計算経路により計算します。

(注) 東海道本線中国府津・熱海間は利用エリア外です。

(券面表示事項が不明の記名式TOICA)

第21条 記名式TOICAは、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。

- 2 券面表示事項が不明となった記名式TOICAの記名人は、当該記名式TOICAを記名式TOICAの発売箇所に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。

(券面表示事項が不明のEX-ICカード(TOICA機能付き))

第21条の2 EX-ICカード(TOICA機能付き)は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。

- 2 券面表示事項が不明となったEX-ICカード(TOICA機能付き)を所持する旅客は、EX-ICサービス規約に基づき、再発行の請求を行うことができます。この場合、当該EX-ICカード(TOICA機能付き)のSF残額と同額のSF残額をもつEX-ICカード(TOICA機能付き)の再発行の取扱いを行うことがあります。

(TOICAの効力)

第22条 第8条第1項の規定により使用する場合のTOICAの効力は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車(以下「片道乗車」といいます。)に限り有効なものとし、この場合、利用可能人員は、小児用TOICAにあつては、1枚をもって小児1人、その他のTOICAにあつては、1枚をもって大人1人に限るものとし、ただし、小児用TOICA以外のTOICA(EX-ICカード(TOICA機能付き)及び記名式TOICAを除きます。)のSFから大人の片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児1人が使用することができます。
- (2) 前号の規定により乗車する場合であつて、乗車経路が環状線1周とならないときは、利用エリア内に限りいずれの経路も乗車することができます。
- (3) 記名式TOICAは、記名人のみが使用できます。
- (4) EX-ICカード(TOICA機能付き)は、EXサービス規約に規定する記名式EX-ICカードにおいては当該EX-ICカードの表面に記載された記名人、非記名式EX-ICカードにおいては会員が当該EX-ICカードを使用させる者として指定した者(以下これらを総称して「記名人等」といいます。)に限り使用できません。
- (5) 途中下車の取扱いはしません。

(6) 入場後は、当日に限り有効とします。

(TOICAが無効となる場合)

第23条 TOICAは、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。

- (1) 係員の承諾を得ないで第7条の規定に違反して利用エリア外の区間を乗車した場合
- (2) 第10条第5項の規定に違反して乗車した場合
- (3) 第10条第6項の規定に違反して乗車した場合
- (4) 旅行開始後のTOICAを他人から譲り受けて使用した場合
- (5) 係員の承諾を得ないで自動改札機による改札を受けずに乗車した場合
- (6) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 前項の規定によるほか、記名式TOICAにあつては、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。

- (1) 記名人以外の者が使用した場合
- (2) 券面表示事項が不明となった記名式TOICAを使用した場合
- (3) 氏名又は生年月日を偽って購入した記名式TOICAを使用した場合
- (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合

3 第1項の規定によるほか、EX-ICカード（TOICA機能付き）にあつては、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。

- (1) 記名人等以外の者が使用した場合
- (2) 券面表示事項が不明となったEX-ICカード（TOICA機能付き）を使用した場合
- (3) 氏名を偽って発行したEX-ICカード（TOICA機能付き）を使用した場合
- (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
- (5) EX-ICサービス規約に違反して使用した場合

4 第1項第2号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。

5 偽造、変造又は不正に作成されたTOICAを使用した場合は、前各項の規定を準用します。

(TOICA不正使用未遂の場合の取扱方)

第24条 偽造、変造又は不正に作成されたTOICAを使用しようとした場合は、これを無効として回収します。

2 前項の規定によるほか、TOICAを不正乗車的手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収します。

3 前各項の規定によりTOICAを無効として回収する場合は、デポジットは返却しません。

(TOICA不正使用等に対する普通旅客運賃及び増運賃の収受等)

第25条 第23条第1項から第3項までの規定によりTOICAを無効として回収した場

合（同条第5項において準用する場合を含みます。）は、旅客の実際乗車区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

2 前項の規定により普通旅客運賃及び増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客規則第266条の規定を準用して計算します。

（記名式TOICAの紛失再発行）

第26条 記名式TOICAの記名人が当該記名式TOICAを紛失した場合であって、再発行等申込書に必要事項を記入して払いもどし取扱箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失した記名式TOICAの使用停止措置を行い、その翌日から起算して30日以内に、紛失した記名式TOICAの使用停止措置が完了した時点におけるSF残額と同額のSF残額をもつ記名式TOICAの再発行の取扱いを行います。

(1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときに、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該記名式TOICAの記名人本人であることを証明できること。

(2) 記名人の氏名及び生年月日の情報が当社のシステムに登録されていること。

(3) 再発行を行う前に記名式TOICAの処理を行う機器に対して当該記名式TOICAの使用停止措置が完了していること。

2 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する記名式TOICA1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受します。

3 第1項の規定により記名人が再発行等申込書を提出し、当社がこれを受け付けた場合、理由の如何を問わず申し出を行った記名人がこれを取り消すことはできません。

4 第1項及び第2項の取扱いを行った後に、紛失した記名式TOICAを発見した場合は、旅客は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失した記名式TOICAとともに再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行います。

5 第1項及び前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、当該記名式TOICAの記名人の代理人に対し、当該各項に規定する取扱いを行うことがあります。

6 EX-ICカード（TOICA機能付き）の記名人等が当該EX-ICカード（TOICA機能付き）を紛失した場合は、EXサービス規約に基づき取り扱うものとします。

（当社の免責事項）

第26条の2 紛失した記名式TOICA又はEX-ICカード（TOICA機能付き）の使用停止措置が完了するまでの間に当該記名式TOICA又はEX-ICカード（TOICA機能付き）の払いもどしやSFの使用等により、旅客に損害が生じた場合、当社は、当社に故意又は過失があった場合を除き、当該損害についてその責任を負いません。当社に過失（重過失を除きます。）がある場合、当社は、旅客に現実に生じた通常かつ

直接の範囲の損害に限り責任を負うものとします。

(TOICAの障害再発行)

第 27 条 TOICAの破損等によってTOICAの処理を行う機器で当該TOICAの取扱いが不能となった場合は、その原因が旅客の故意によると認められる場合を除き、当該TOICAのSF残額と同額のSF残額をもち、かつデポジットを引き継いだTOICAの再発行の取扱いを行うことがあります。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）は、EX-ICサービス規約に基づき取り扱うものとします。

2 前項に規定する取扱いは、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して払いもどし取扱箇所へ提出したときに限り取り扱うものとします。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。

(TOICAの払いもどし)

第 28 条 旅客は、TOICAが不要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所へ差し出して当該TOICAのSF残額（10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じです。）の払いもどしを請求することができます。この場合、旅客は、手数料としてTOICA1枚につき220円を支払うものとします。ただし、小児用TOICAを所持する旅客が12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日（誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日）を超え、小児用TOICAを使用することができなくなったことにより、SF残額の払いもどしを請求する場合は、手数料は収受しません。

2 前項の規定により記名式TOICAの払いもどしを請求する場合、旅客が、再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該記名式TOICAの記名人本人であることを証明したときに限って払いもどしを行います。

3 第1項の規定によりEX-ICカード（TOICA機能付き）の払いもどしを請求する場合、旅客が、再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該EX-ICカード（TOICA機能付き）の記名人等本人であることを証明したときに限って払いもどしを行います。なお、この場合、あらかじめストアードフェアカードの機能をもたないEX-ICカードの再発行手続き、又はJR東海エクスプレス・カードの退会手続きが必要です。

4 第1項及び第2項の規定により払いもどす場合には、デポジットを返却します。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、記名式TOICA又はEX-ICカード（TOICA機能付き）の記名人等の代理人に対し、払いもどしをすることができます。

(同一駅で出場する場合のTOICAの取扱方)

第 29 条 TOICAを使用して乗車する旅客が、自動改札機による改札を受け入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を支払い、当該ICカードの発駅情報の消去処理を受けなければ

なりません。

- 2 TOICAを使用して乗車する旅客が、自動改札機による改札を受け入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、旅客規則第300条の規定に基づき、当該駅の入場料金相当額を支払い、当該ICカードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

(列車の運行不能の場合のTOICAの取扱方)

第30条 TOICAを使用して乗車する旅客が、自動改札機による改札を受け入場した後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。

(1) 旅行開始駅までの無賃送還

この場合、乗車区間の普通旅客運賃は収受しません。また、無賃送還後、旅行開始駅で出場する際に当該ICカードの発駅情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、無賃送還は当該下車駅までで終了するものとし、当該下車駅において、旅行開始駅から当該下車駅までの区間について第20条の規定により計算した片道普通旅客運賃をTOICAのSFから減額します。

(2) 運行不能区間の別途旅行

運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、旅行開始駅から旅行中止駅までの区間について第20条の規定により計算した片道普通旅客運賃を、旅行中止駅においてTOICAのSFから減額します。

(記名式TOICAへの変更)

第30条の2 記名式TOICA以外のTOICAを所持する旅客は、当該TOICAのSF残額と同額のSF残額をもつ記名式TOICA(小児用TOICAを除きます。)への変更の申し出をすることができます。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)にあつては、この申し出をすることはできません。

- 2 旅客は、前項の申し出に際して、使用者の氏名、生年月日その他の必要事項を購入申込書に記載し、記名式TOICAの発売箇所に提出しなければなりません。

- 3 前各項により変更を行う場合は、ICカードを交換して取り扱うことがあります。この場合、デポジットは引き継ぎます。

(注) 記念TOICAにあつては、通常の図柄のICカードに交換して取り扱います。

(TOICA定期券への変更)

第31条 TOICAを所持する旅客は、当該TOICAのSF残額と同額のSF残額をもつTOICA定期券への変更の申し出をすることができます。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)にあつては、この申し出をすることはできません。

- 2 前項の申し出があつたときは、第32条の規定を準用し、当該TOICAに定期乗車券を搭載することによりTOICA定期券を発売します。

- 3 旅客は、第1項の申し出に際して、使用者の氏名、生年月日その他の必要事項を購入

申込書に記載し、TOICA定期券の発売箇所に提出しなければなりません。

4 前各項により変更を行う場合は、前条第3項の規定を準用します。

第3章 TOICA定期券

(TOICA定期券の発売)

第32条 当社線内完結となる定期乗車券を搭載したTOICA定期券の購入の申し出があった場合は、経路及び区間が利用エリア内であるときに限って、旅客規則第35条に定める通勤定期乗車券、同第36条に定める通学定期乗車券（同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。）を搭載したTOICA定期券を発売します。

2 他の旅客鉄道会社線にまたがる定期乗車券を搭載したTOICA定期券の購入の申し出があった場合は、当社線の経路及び区間が利用エリア内であり、かつ他の旅客鉄道会社線の経路及び区間が別に定める範囲内であるときに限って、旅客規則第35条に定める通勤定期乗車券、同第36条に定める通学定期乗車券（同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。）を搭載したTOICA定期券を発売します。ただし、西日本旅客鉄道株式会社線にまたがるTOICA定期券にあつては、身体障害者規則、知的障害者規則及び精神障害者規則による割引の定期乗車券を除きます。

3 連絡運輸となる定期乗車券を搭載したTOICA定期券の購入の申し出があった場合は、近畿日本鉄道株式会社との連絡運輸となるもののうち名古屋駅又は桑名駅を接続駅とするもの（ただし、身体障害者規則、知的障害者規則及び精神障害者規則による割引の定期乗車券を除きます。）、愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるもの、小田急電鉄株式会社との連絡運輸となるもの、伊豆急行株式会社との連絡運輸となるもの、伊豆箱根鉄道株式会社との連絡運輸となるもののうち小田原駅を接続駅とするもの又は株式会社小田急箱根との連絡運輸となるものであるときに限って、連絡規則第24条に定める通勤定期乗車券、同第25条に定める通学定期乗車券（同条第4項に規定する実習用通学定期乗車券を除きます。）を搭載したTOICA定期券を発売します。

4 小児用のTOICA定期券の購入の申し出があった場合は、使用者の12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日（誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日）までの間使用することができるICカードを媒体として、前各項の規定に準じて小児用TOICA定期券を発売します。

5 前各項の規定にかかわらず、EX-ICカード（TOICA機能付き）に定期乗車券を搭載したTOICA定期券は発売しません。

6 旅客はTOICA定期券の購入に際して使用者の氏名、生年月日その他の必要事項を購入申込書に記載し、TOICA定期券の発売箇所に提出しなければなりません。なお、小児用TOICA定期券の購入に際しては、公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名及び生年月日を証明しなければなりません。

7 旅客は、TOICA定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを払

いもどし取扱箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、再発行等申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明しなければなりません。ただし、別に定めるところにより、当該TOICA定期券の記名人の代理人に対し、この取扱いを行うことがあります。

8 前項の取扱いを行う場合は、ICカードを交換して取り扱うことがあります。この場合、デポジットは引き継ぎます。

9 第1項から第4項又は前条第2項の規定によりTOICA定期券を発売する場合は、旅客規則第37条又は連絡規則第26条の規定を準用することがあります。ただし、当社線の区間及び他の旅客鉄道会社線の区間の運賃計算キロの合計が300キロメートル以内のものに限ります。

10 第1項から第3項の規定にかかわらず、別に運送条件を定めたTOICA定期券を発売することがあります。

(TOICA定期券の継続発売)

第32条の2 前条の規定によりTOICA定期券を発売する場合であって、旅客が所持するTOICA定期券の有効期間内に、当該旅客が所持するTOICA定期券に搭載された定期乗車券と同一の種類、区間（原乗車券区間内の一部区間の場合を含みます。）及び経路の定期乗車券を搭載したTOICA定期券を発売するときは、新たに発売するTOICA定期券の発売日から券面に表示された有効期間の開始日の前日までについて、旅客が所持するTOICA定期券の有効期間の残余日数を移しかえて発売することがあります。

2 前項の規定により発売したTOICA定期券にあつては、その発売日から券面に表示された有効期間の開始日の前日までの期間について、当該TOICA定期券の有効期間内であるものとして取り扱います。

(定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券の発売)

第32条の3 第32条の規定により身体障害者規則、知的障害者規則及び精神障害者規則による割引の定期乗車券を搭載したTOICA定期券を発売する場合であつて、旅客が希望したときは、定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券を発売することがあります。

(TOICA定期券のSFの減額)

第33条 TOICA定期券の有効期間内に券面表示区間と券面表示区間外とをまたがって乗車する場合は、当該券面表示区間外の区間は、旅客規則第247条に定める別途乗車として取り扱い、出場時にTOICA定期券のSFから別途乗車区間に対する第20条の規定により計算した片道普通旅客運賃を減額します。この場合、小児用TOICA定期券にあつては小児の片道普通旅客運賃を、その他のTOICA定期券にあつては、大人の片道普通旅客運賃を減額します。ただし、第32条第2項又は第3項の規定により発売したTOICA定期券（愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるものは除きま

す。)で券面表示区間外を乗車する場合であって、入場又は出場する駅が利用エリア外であるときは、TOICA定期券のSFの減額は行わず、第10条第3項第4号に該当するものとして取り扱います。

2 前項の規定にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して第20条の規定を準用することがあります。

3 TOICA定期券を当該TOICA定期券の有効期間外に使用する場合は、第20条の規定を準用します。

(券面表示事項が不明のTOICA定期券)

第34条 TOICA定期券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。

2 券面表示事項が不明となったTOICA定期券の記名人は、当該TOICA定期券をTOICA定期券の発売箇所に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。

(TOICA定期券の効力)

第35条 TOICA定期券は、記名人のみが使用することができます。

2 定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券以外のTOICA定期券にあつては、当該TOICA定期券の有効期間外又は券面表示区間外であっても、第22条の規定を準用して乗車することができます。ただし、同条第1号ただし書に規定する取扱いを除きます。

(注) 第2項の規定により乗車する場合であっても、TOICA定期券は記名人のみが使用することができます。

(TOICA定期券による新幹線乗車)

第35条の2 次の各号の左欄に掲げる区間を券面表示区間に含むTOICA定期券(定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券を除きます。)を所持する旅客は、それぞれ右欄に掲げる区間で、第7条の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の普通車自由席に乗車することができます。ただし、当該TOICA定期券の有効期間内に限ります。

- | | |
|----------------------------------|--|
| (1) 東海道本線東京・神戸間の
新幹線停車駅相互間 | 当該TOICA定期券の券面
表示区間内の新幹線停車駅各
駅相互間 |
| (2) 山陽本線神戸・福山間の新
幹線停車駅相互間 | 当該TOICA定期券の券面
表示区間内の新幹線停車駅各
駅相互間 |
| (3) 東海道本線品川・横浜線新
横浜間(東神奈川経由) | 東海道本線(新幹線)品川・
新横浜間 |
| (4) 横浜線新横浜・東海道本線
小田原間(東神奈川経由) | 東海道本線(新幹線)新横浜・
小田原間 |

- | | | |
|------|--------------|---------------------|
| (5) | 東海道本線三島・富士間 | 東海道本線（新幹線）三島・新富士間 |
| (6) | 東海道本線富士・静岡間 | 東海道本線（新幹線）新富士・静岡間 |
| (7) | 東海道本線名古屋・岐阜間 | 東海道本線（新幹線）名古屋・岐阜羽島間 |
| (8) | 東海道本線岐阜・米原間 | 東海道本線（新幹線）岐阜羽島・米原間 |
| (9) | 東海道本線新大阪・神戸間 | 東海道本線（新幹線）新大阪・新神戸間 |
| (10) | 山陽本線神戸・西明石間 | 山陽本線（新幹線）新神戸・西明石間 |
| (11) | 山陽本線福山・尾道間 | 山陽本線（新幹線）福山・新尾道間 |

（注1）券面表示区間内であっても、新幹線停車駅各駅相互間以外の区間においては、券面表示区間に連続する乗車券と併用しても、新幹線の特別急行列車には乗車できません。

（注2）東海道本線小田原以遠（早川方面）の各駅と品川以遠（高輪ゲートウェイ又は大崎方面）の各駅との相互間を券面表示区間とするTOICA定期券にて、東海道本線（新幹線）新横浜において乗車又は降車することができます。

- 2 前項の場合、旅客は、新幹線の特別急行列車に乗車する駅及び下車する駅において、片道乗車（2個以上の新幹線の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるときを含みます。）する都度、専ら新幹線の特別急行列車に乗車又は下車する旅客の改札を行う自動改札機（新幹線と新幹線以外の路線とを乗り継いで利用する旅客の改札を行う自動改札機を含みます。以下「新幹線自動改札機」といいます。）による改札を受けなければなりません。
- 3 前各項の場合、新幹線の特別急行列車から下車した駅で、新幹線自動改札機による改札を受けたときに、TOICA定期券のSFから新幹線の特別急行列車に乗車した区間に対する別表第4に定める新幹線自由席特急料金を減額します。ただし、小児用TOICA定期券にあつては、新幹線の特別急行列車に乗車した区間に対する別表第4に定める新幹線自由席特急料金を折半し、10円未満のは数を切り捨てて10円単位とした額を減額します。
- 4 第1項の規定にかかわらず、同項各号の左欄に掲げる区間を含むTOICA定期券と、旅客規則第57条第1項第1号に定める自由席特急券又は特定特急券を所持する旅客は、当社が特に認めた場合に限り、新幹線の特別急行列車の普通車自由席に乗車することができます。

5 前各項の規定により新幹線の特別急行列車に乗車する旅客は、旅客規則第 308 条の 2 第 1 項の規定により、同条同項の規定による物品を車内に持ち込むことはできません。ただし、旅客が当該物品を車内に持ち込んだ場合であって、当社が特に認めるときは、旅客規則第 308 条の 2 第 2 項の規定を準用し、別に普通旅客運賃及び料金を収受して乗車を継続させることがあります。

(TOICA 定期券が無効となる場合)

第 36 条 TOICA 定期券は、次の各号の 1 に該当する場合、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。

- (1) 係員の承諾を得ないで第 7 条の規定に違反して利用エリア外の区間に乗車した場合
- (2) 第 10 条第 5 項の規定に違反して乗車した場合
- (3) 係員の承諾を得ないで第 10 条第 6 項の規定に違反して乗車した場合
- (4) 係員の承諾を得ないで自動改札機による改札を受けずに乗車した場合
- (5) 記名人以外の者が使用した場合
- (6) 券面表示事項が不明となった TOICA 定期券を使用した場合
- (7) 使用資格、氏名、生年月日、区間又は通学の事実を偽って購入した TOICA 定期券を使用した場合
- (8) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
- (9) TOICA 定期券に通学定期乗車券が搭載されている場合であって、旅客がその使用資格を失った後（旅客規則第 38 条の規定による割引の定期乗車券を購入した旅客が、割引適用資格を失ったときを含みます。）に当該 TOICA 定期券を使用した場合。ただし、当該 TOICA 定期券の有効期間内に券面表示区間を含む区間の乗車に使用した場合に限ります。
- (10) TOICA 定期券に通学定期乗車券が搭載されている場合であって、旅客が旅客規則第 170 条の規定による証明書を携帯せずに当該 TOICA 定期券を使用した場合。ただし、当該 TOICA 定期券の有効期間内に券面表示区間を含む区間の乗車に使用した場合に限ります。
- (11) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 前項第 2 号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。

3 偽造、変造又は不正に作成された TOICA 定期券を使用した場合は、前各項の規定を準用します。

4 偽造、変造若しくは不正に作成された TOICA 定期券を使用しようとした場合、又は TOICA 定期券を不正乗車的手段として使用しようとした場合は、第 24 条の規定を準用します。

(TOICA 定期券不正使用等に対する旅客運賃及び増運賃並びに料金及び増料金の収受等)

第 37 条 前条第 1 項の規定により、TOICA 定期券を無効として回収した場合（同条第

3項において準用する場合を含みます。)は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

(1) 前条第1項第2号に該当する場合であって併用した乗車券が定期乗車券であるとき又は同条同項第5号から第9号までに該当する場合

旅客規則第265条第1項第1号を準用して計算した普通旅客運賃及び不正使用を発見したときの実際乗車区間(券面表示区間を除きます。)の普通旅客運賃

(2) 前条第1項第2号に該当する場合であって併用した乗車券が普通回数乗車券の場合
旅客規則第265条第1項第2号を準用して計算した普通旅客運賃

(3) 前条第1項第2号に該当する場合であって併用した乗車券が普通乗車券の場合、又は同条同項第1号、第3号、第4号、第10号若しくは第11号に該当する場合

旅客規則第265条第1項第3号を準用して計算した普通旅客運賃

2 前項の規定によるほか、前条第1項第3号に該当する場合は、当該旅客の新幹線の特別急行列車に乗車した区間に対する旅客規則第125条第1項第1号イの(ハ)に定める自由席特急料金又は同イの(ニ)に定める特定特急料金とその2倍に相当する額の増料金をあわせて収受します。

3 前条第3項により無効として回収した場合であってTOICA定期券に記録されたデータの変造、偽造を伴う場合は、当該データの内容をもって券面表示内容として取り扱うことがあります。

(TOICA定期券の紛失再発行)

第38条 TOICA定期券の記名人が当該TOICA定期券を紛失した場合であって、再発行等申込書に必要事項を記入して払いもどし取扱箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失したTOICA定期券(SF残額がある場合は当該SFを含みます。)の使用停止措置を行い、その翌日から起算して30日以内に、紛失したTOICA定期券と同一の定期乗車券を搭載し、かつ使用停止措置が完了した時点におけるSF残額と同額のSF残額をもつTOICA定期券の再発行を行います。

(1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときに、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 記名人の氏名及び生年月日の情報が当社のシステムに登録されていること。

(3) 再発行を行う前にTOICA定期券の処理を行う機器に対して当該TOICA定期券の使用停止措置が完了していること。

2 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するTOICA定期券1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受します。

3 第1項の規定により記名人が再発行等申込書を提出し、当社がこれを受け付けた場合、理由の如何を問わず申し出を行った記名人がこれを取り消すことはできません。

4 第1項及び第2項の取扱いを行った後に、紛失したTOICA定期券を発見した場合

は、旅客は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失したTOICA定期券とともに再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行います。

- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、当該TOICA定期券の記名人の代理人に対し、当該各項に規定する取扱いを行うことがあります。

(当社の免責事項)

第39条 紛失したTOICA定期券の使用停止措置が完了するまでの間に当該TOICA定期券の払いもどしやSFの使用等により、旅客に損害が生じた場合、当社は、当社に故意又は過失があった場合を除き、当該損害についてその責任を負いません。当社に過失（重過失を除きます。）がある場合、当社は、旅客に現実に生じた通常かつ直接の範囲の損害に限り責任を負うものとします。

(TOICA定期券の障害再発行)

第40条 TOICA定期券の破損等によってTOICA定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が旅客の故意によると認められる場合を除き、当該TOICA定期券と同一の定期乗車券を搭載し、かつ同額のSF残額をもつTOICA定期券の再発行の取扱いを行うことがあります。

- 2 前項に規定する取扱いは、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して払いもどし取扱箇所に提出したときに限り取り扱うものとします。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。

(TOICA定期券の払いもどし)

第41条 旅客は、TOICA定期券が不要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明したときに限って、次の各号により取り扱います。

- (1) 券面に表示された有効期間の開始日の前日以前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃及びSF残額（10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じです。）を払いもどします。
- (2) 券面に表示された有効期間の開始日から券面に表示された有効期間の終了日までの間に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から旅客規則第277条又は連絡規則第99条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額及びSF残額を払いもどします。
- (3) 券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降に払いもどしの請求があった場合には、SF残額を払いもどします。

- 2 前項の取扱いを行う場合は、手数料としてTOICA定期券1枚につき220円を収受します。

- 3 第1項の取扱いを行う場合は、デポジットを返却します。
- 4 TOICA定期券のSF残額のみ払いもどしを請求することはできません。
- 5 第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、TOICA定期券の記名人の代理人に対し、第1項から第3項の規定に準じて払いもどしの取扱いを行うことがあります。

(TOICA定期券に搭載された定期乗車券のみの払いもどし)

第41条の2 旅客は、TOICA定期券を払いもどし取扱箇所に差し出して、当該TOICA定期券に搭載された定期乗車券の払いもどし及び当該TOICA定期券のSF残額と同額のSF残額をもつ記名式TOICAの交付を請求することができます。この場合、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明したときに限って、次の各号により取り扱います。

- (1) 券面に表示された有効期間の開始日の前日以前に請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃の払いもどし及び当該TOICA定期券のSF残額と同額のSF残額をもつ記名式TOICAの交付を行います。
- (2) 券面に表示された有効期間の開始日から券面に表示された有効期間の終了日までの間に請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から旅客規則第277条又は連絡規則第99条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどし及び当該TOICA定期券のSF残額と同額のSF残額をもつ記名式TOICAの交付を行います。
- (3) 券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降に請求があった場合には、当該TOICA定期券のSF残額と同額のSF残額をもつ記名式TOICAの交付を行います。

2 前項第1号及び第2号の取扱いを行う場合は、手数料として220円を収受します。

3 第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、当該TOICA定期券の記名人の代理人に対し、前各項の規定に準じて払いもどしの取扱いを行うことがあります。

4 第1項の取扱いを行う場合は、ICカードを交換して取り扱うことがあります。この場合、デポジットは引き継ぎます。

(同一駅で再度出場する場合のTOICA定期券の取扱方)

第42条 TOICA定期券を使用して乗車する旅客が、自動改札機による改札を受け入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間(当該TOICA定期券の有効期間内の場合は券面表示区間を除きます。)の普通旅客運賃を支払い、当該ICカードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

2 前項の規定によるほか、旅客が第35条の2の規定により新幹線の特別急行列車に乗車した場合は、実際乗車区間に対する旅客規則第125条第1項第1号イの(ハ)に定める自由席特急料金又は同イの(ニ)に定める特定特急料金を収受します。

- 3 旅客がTOICA定期券の券面表示区間外の駅で、又はTOICA定期券の有効期間外において、当該TOICA定期券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、第29条第2項の規定を準用します。

(列車の運行不能の場合のTOICA定期券の取扱方)

第43条 TOICA定期券を使用して、当該TOICA定期券の有効期間内に券面表示区間内を乗車する旅客が、自動改札機による改札を受け入場した後、列車が運行不能となった場合は、旅客規則第282条に規定する定期乗車券の取扱いを準用します。

- 2 旅客が、TOICA定期券を使用して、当該TOICA定期券の有効期間外に乗車する場合又は券面表示区間外を乗車する場合であって、自動改札機による改札を受け入場した後、列車が運行不能となったときは、第30条の規定を準用します。

- 3 第1項の場合であって、旅客が第35条の2の規定により新幹線の特別急行列車に乗車し、当該列車が運行不能となったときは、次の各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。

(1) 新幹線の特別急行列車に乗車した駅までの無賃送還

この場合、別表第4に定める新幹線自由席特急料金は収受しません。また、無賃送還後、新幹線の特別急行列車に乗車した駅で当該ICカードの新幹線自由席特急料金に係る発駅情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で新幹線の特別急行列車から下車した場合は、無賃送還は当該下車駅までで終了するものとし、当該下車駅において、新幹線の特別急行列車に乗車した駅から当該下車駅までの別表第4に定める新幹線自由席特急料金をTOICA定期券のSFから減額します。

(2) 運行不能区間の別途旅行

運行不能となった区間を旅客が新幹線によらないで別途に旅行を希望する場合は、新幹線の特別急行列車に乗車した駅から当該列車による旅行を中止した駅までの別表第4に定める新幹線自由席特急料金を、当該旅行中止駅においてTOICA定期券のSFから減額します。

(新幹線の特別急行列車の遅延の場合の取扱方)

第43条の2 第35条の2の規定により新幹線の特別急行列車に乗車した場合であって、当該列車が到着時刻に2時間以上遅延したときは、同条第2項の規定にかかわらず、別表第4に定める新幹線自由席特急料金は収受しません。

- 2 前条第3項第2号の場合であって、当該新幹線の特別急行列車が到着時刻に2時間以上遅延したときは、前項に準じて取り扱います。

第3章の2 TOICA特別車両券

(TOICA特別車両券の発売等)

第43条の3 旅客規則第130条第1項第2号ハに定める区間のうち、当社線を含む区間を利用する場合に限り、旅客規則第58条第1項第2号ロの規定を準用し、TOICA特別

車両券を発売することがあります。

2 TOICA特別車両券に適用する特別車両料金は、別表第6に定める額とします。

第4章 ICカード乗車券の相互利用

(他社線でのTOICA乗車券による乗車等の取扱方)

第44条 第7条の規定にかかわらず、別に定める他社線内において、TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行います。

(他社線内における取扱い)

第45条 他社線内におけるTOICA乗車券による乗車等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。

2 前項による取扱いに必要な範囲で、当社は、TOICA乗車券に関して当社が保有する個人情報を当該他社に提供する場合があります。

(利用エリアと他社線を乗り継ぐ場合等の使用方法)

第45条の2 利用エリアと他社線を乗り継ぐ場合の使用方法は、第8条第1項の規定を準用し、接続駅の自動改札機により、利用エリアと他社線それぞれの入場及び出場に必要な改札を受けなければなりません。ただし、次の各号に定める場合を除きます。

(1) 第7条第2項の規定により乗車する場合

(2) 第7条第3項の規定により乗車する場合であって使用するTOICA定期券が第32条第2項の規定により発売したものであるとき

2 当社及び他社が共同で使用する駅のうち別表第7に規定する駅で入場する場合であって、他社線のみに乗車するときは、当該駅の自動改札機により入場した後に、当該他社の定める方法により乗車しなければなりません。この場合、第29条第2項の規定にかかわらず、当該駅の入場料金相当額は収受しません。

3 他社線に乗車する場合であって、別表第7に規定する駅で出場するときは、当該他社の定める方法により降車した後に、当該駅の自動改札機により出場しなければなりません。この場合、第29条第2項の規定にかかわらず、当該駅の入場料金相当額は収受しません。

(利用エリアと他社線をまたがって乗車する場合等のSFの減額)

第45条の3 旅客が第7条第2項の規定により乗車する場合は、出場駅において、第20条又は第33条の規定による当社の普通旅客運賃と当該他社の定める普通旅客運賃との合算額をTOICA乗車券のSFから減額します。なお、この場合であって、旅客が他社線を通り、前後の当社線にまたがって乗車するときの当社線の普通旅客運賃は、前後の区間それぞれの普通旅客運賃の合算額となります。

2 前項の場合であって、旅客が岡崎駅で乗り継ぐ際に、誤って第45条の2第1項本文の規定による改札を受けなかった場合は、当該他社線を経由せずに全区間にわたって当社線に乗車したものとみなして、第20条又は第33条の規定による当社の普通旅客運賃を

TOICA乗車券のSFから減額します。

(TOICA乗車券以外のICカード乗車券による乗車等の取扱方)

第46条 TOICA乗車券以外のICカード乗車券のうち、次の各号に掲げるものについては、利用エリア内（第35条の2の規定により乗車する場合の新幹線を含みます。以下本条において同じです。）において乗車等の取扱いを行います。

- (1) 北海道旅客鉄道株式会社が発行したKitaca乗車券及びKitaca定期乗車券
- (2) 株式会社パスモが発行したPASMO
- (3) 東日本旅客鉄道株式会社が発行したSuica乗車券、Suica定期乗車券、Suica企画乗車券、Welcome Suica乗車券及びWelcome Suica Mobile
- (4) 東京モノレール株式会社が発行したモノレールSuica乗車券及びモノレールSuica定期乗車券
- (5) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行したりんかいSuica乗車券及びりんかいSuica定期乗車券
- (6) 株式会社名古屋交通開発機構が発行したマナカ
- (7) 株式会社エムアイシーが発行したmanaca
- (8) 株式会社スルッとKANSAIが発行したPiTapaカード及び地方公共団体等乗車証付IC乗車券
- (9) 西日本旅客鉄道株式会社が発売したICOCA及びICOCA定期券
- (10) 福岡市交通管理事業者が発行するICカード
- (11) 株式会社ニモカが発行したnimocaカード
- (12) 九州旅客鉄道株式会社が発行したSUGOCA乗車券及びSUGOCA定期券

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げるICカード乗車券のうち、他社線において使用資格者を限定して普通旅客運賃に割引を適用するICカード乗車券は、利用エリア内において乗車等の取扱いを行いません。

3 第1項の規定により乗車等の取扱いを行う場合は、第4条から第8条まで、第10条、第11条、第15条から第17条まで、第20条、第21条第1項、第22条から第25条まで、第29条、第30条、第33条から第37条まで、第42条から第43条の2まで、第45条の2及び第45条の3の規定を準用します。ただし、第17条に規定するSF利用履歴の確認にあつては、利用エリア内の利用履歴以外について表示及び印字できないものがあります。

4 前項の場合、定期乗車券機能をもつICカード乗車券についてはTOICA定期券の規定を、ストアードフェアカードの機能のみをもつICカード乗車券についてはTOICAの規定を準用するものとします。

- 5 前項の規定にかかわらず、ストアードフェアカードの機能のみをもつ記名人式の I C カード乗車券については、第 35 条第 1 項、第 36 条第 1 項第 6 号から第 9 号まで及び第 39 条の規定を準用します。
- 6 第 3 項の規定にかかわらず、第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号に規定する I C カード乗車券のうち携帯電話機等を媒体としたものについては、第 8 条第 3 項、同条第 4 項、第 15 条及び第 17 条の規定は準用しません。
- 7 第 3 項の規定にかかわらず、第 1 項第 3 号に規定する Welcome Suica 乗車券及び Welcome Suica Mobile（以下これらを総称して「訪日外国人旅行者等向け I C カード乗車券」といいます。）については、第 21 条第 1 項、第 22 条第 3 号及び第 23 条第 2 項の規定は準用せず、以下のとおり取り扱うこととします。
 - (1) 別に定める場合を除き、訪日外国人旅行者等向け I C カード乗車券を使用する際は、利用者は有効期間や旅客の区分（大人又は小児）等のカード情報を記した帳票（以下「レファレンスペーパー」といいます。）を携帯し、係員の請求があったときは提示しなければならないものとします。
 - (2) 小児用の訪日外国人旅行者等向け I C カード乗車券を利用する際は、前号で定めるレファレンスペーパーに加えて、利用者が小児であることを確認できるパスポート等の公的証明書を携帯し、係員の請求があったときは提示しなければならないものとします。
- 8 第 2 項の規定にかかわらず、第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号に規定する I C カード乗車券のうち、他社線において使用資格者を限定して普通旅客運賃に割引を適用する定期乗車券を搭載した I C カード乗車券については、第 35 条の 2 の規定を準用するものとします。
- 9 第 2 項の規定にかかわらず、第 1 項各号に掲げる I C カード乗車券のうち、他社線において使用資格者を限定して普通旅客運賃に割引を適用する I C カード乗車券については、第 8 条第 3 項第 1 号から第 2 号まで及び第 15 条から第 17 条までの規定を準用することがあります。

第 5 章 TOICA 乗車券の他社における発売

（TOICA 乗車券を発売する他社）

第 47 条 TOICA 乗車券は、別表第 5 に定める他社において発売等を行うことがあります。

2 他社における TOICA 乗車券の発売や払いもどし等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。

（他社において発売する TOICA 定期券に係る当社における取扱い）

第 48 条 前条第 1 項の定めにより、他社において発売した TOICA 定期券については、当社では原則として次の各号に定める取扱いを行いません。

- (1) 第 32 条第 7 項に定める記名人の氏名等の変更
- (2) 第 32 条の 2 に定める継続発売
- (3) 第 34 条第 2 項に定める再印字
- (4) 第 38 条に定める紛失再発行（ただし、同条第 1 項に定める使用停止措置及び同条第 4 項に定めるデポジットの返却を除きます。）
- (5) 第 40 条に定める障害再発行（ただし、これに係る使用停止措置を除きます。）
- (6) 第 41 条及び第 41 条の 2 に定める払いもどし

別表第1（第7条第1項） 利用エリア

線区名	区間
東海道本線（注）	熱海・米原間及び大垣・美濃赤坂間
御殿場線	国府津・沼津間
身延線	富士・西富士宮間
飯田線	豊橋・本長篠間
武豊線	大府・武豊間
中央本線	中津川・金山間
太多線	多治見・美濃太田間
高山本線	岐阜・美濃太田間
関西本線	名古屋・亀山間

（注）東海道新幹線を除きます。

別表第1の2（第7条第2項） TOICA乗車券により利用エリアにまたがって乗車することができる他社線とその接続駅

他社線	区間	当社線との接続駅
愛知環状鉄道株式会社線	岡崎・高蔵寺間	高蔵寺

別表第2 削除

別表第3（第19条） 定期乗車券・TOICA定期券購入申込書

定期乗車券・TOICA定期券購入申込書

TOICA定期券を希望 する・しない

※お手持ちのTOICA又はTOICA定期券がある場合は、あわせてご提出ください。
※初めてTOICA定期券をご購入の際は、デビット/預り金/500円が必要です。

お名前 ※お名前は、漢字とカタカナの両方を記入して下さい。
カナ
 男女
 様 才

ご利用区間 駅 駅間
 (経由)

使用開始日 年 月 日 有効期間 1・3・6 箇月
 種 類 通勤・通学・グリーン/ワグス/ワグスパイ/山手線等 新・規・継・続

★生年月日 明・大・昭・平・令・西 暦 年 月 日 支払方法 現金・クレジットカード
 電話番号 ★定期券有効期間外における、カード残額の利用 可・否 「可」→乗車区間の運賃を減額します。
※拾得物の返却をご希望の場合は連絡先をご記入ください。 「否」→定期券期間外は改札機を通れません。

学校名 ※通学定期券又はフレックスパスをお求めの際は、学校名を必ずご記入ください。
※ご記入いただく個人情報は、お申込内容の確認、領受またはET（スマートフォン/カード）電磁によりTOICA乗車券に記録される全般的な個人情報のご利用などについてご連絡が必要な場合に利用いたします。（TOICA定期券の発行、領受、再発行時など）、当社及びTOICA定期券を発売する他社にて本人確認が必要な連絡をさせていただくために利用いたします。」
 このわく内には記入しないでください。
 区 分 (義務教育・高等課程・普通職業訓練)
 証明書番号 ()

70-154 上704g

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

別表第4（第35条の2）TOICA定期券のSFから減額する新幹線自由席特急料金

(円)

	東京	品川	新横浜	小田原	熱海	三島	新富士	静岡	掛川	浜松	豊橋	三河安城	名古屋	岐阜羽島	米原	京都
品川	870															
新横浜	870	870														
小田原	990	990	990													
熱海	1,760	990	990	870												
三島	1,760	1,760	990	870	870											
新富士	2,530	2,530	2,530	990	870	870										
静岡	2,530	2,530	2,530	990	990	990	870									
掛川	3,400	3,400	3,400	2,530	2,530	2,530	990	870								
浜松	3,400	3,400	3,400	2,530	2,530	2,530	2,530	990	870							
豊橋	3,400	3,400	3,400	3,400	2,530	2,530	2,530	2,530	990	870						
三河安城				3,400	3,400	3,400	2,530	2,530	2,530	990	870					
名古屋				3,400	3,400	3,400	3,400	2,530	2,530	2,530	990	870				
岐阜羽島					3,400	3,400	3,400	3,400	2,530	2,530	2,530	990	870			
米原							3,400	3,400	3,400	2,530	2,530	2,530	990	870		
京都									3,400	3,400	3,400	2,530	2,530	2,530	990	
新大阪										3,400	3,400	3,400	2,530	2,530	2,530	870
新神戸											3,400	3,400	3,400	2,530	2,530	990
西明石												3,400	3,400	3,400	2,530	990
姫路													3,400	3,400	2,530	2,530
相生														3,400	3,400	2,530
岡山															3,400	3,400
新倉敷																3,400
福山																3,400
新尾道																3,400

別表第5（第47条）TOICA乗車券を発売する他社

会社名
愛知環状鉄道株式会社

別表第6（第43条の3）TOICA特別車両券に適用する特別車両料金

営業キロ 地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	101キロメートル以上
料金	750円	1,000円	1,550円

別表第7（第45条の2第2項及び第3項）共同で使用する他社の定める方法により乗車又は降車しなければならない駅

駅名	共同で使用する他社
豊橋	名古屋鉄道株式会社
岡崎	愛知環状鉄道株式会社
高蔵寺	愛知環状鉄道株式会社
弥富	名古屋鉄道株式会社
亀山	西日本旅客鉄道株式会社